

憲法の平和主義・立憲主義に反する安全保障法案の制定 をしないよう求める意見書

先の大戦の甚大な犠牲の反省に立ち、恒久平和主義を掲げ、国の交戦権を否定する日本国憲法の下では、他国のために戦争に参加することを意味する集団的自衛権の行使が認められないことは当然である。

扶桑町議会は、平成26年3月26日に憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を提出している。

政府自身も長年従ってきた解釈を、国民的議論もないままに変更することが許容されるのであれば、政府自らの都合でいかようにも憲法解釈をし得ることになり、国家権力の縛りとしての憲法の意義はなくなってしまう。これは立憲主義、そして国民主権を真っ向から否定するものである。

これまでの安全保障関連法では、国民の生命や幸福追求の権利を根底から覆す事態は、日本が直接攻撃された場合に限られていた。しかし、今回の法案では、他国への武力攻撃で、我が国の存在を脅かすことも現実的に起こりうると危惧される。衆議院憲法審査会での参考人質疑では、3人の憲法学者から「憲法違反である」との認識が示されている。

また、いかなる事態に対しても「切れ目のない」対応を可能にするとの名のもとに、なし崩し的に自衛隊が戦闘行為に参加することを認めるものであり、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使への道を一層広げるものである。

このような法案は、日本国憲法の定める恒久平和主義・立憲主義に反するものであり、扶桑町議会は憲法解釈の変更による安全保障法案の制定に強く反対するものである。

よって安全保障法案の制定は行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月18日

衆議院議長 大島理森 殿
参議院議長 山崎正昭 殿
内閣総理大臣 安倍晋三 殿
外務大臣 岸田文雄 殿
防衛大臣 中谷元 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会